

平成 2 5 年度決算に基づく
千葉市健全化判断比率等審査意見書

千 葉 市 監 査 委 員

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市監査委員	宮下公夫
同	宮原清貴
同	小川智之
同	川岸俊洋

平成25年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成25年度決算に基づく千葉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成25年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1

【総括】

1	健全化判断比率	3
2	資金不足比率	4
3	まとめ	4

【比率別状況】

1	健全化判断比率の状況	6
(1)	実質赤字比率	6
(2)	連結実質赤字比率	8
(3)	実質公債費比率	10
(4)	将来負担比率	12
2	資金不足比率の状況	14
(1)	資金不足比率	14

表記に関する注意事項

- 1 実質公債費比率（単年度）は、算定の基礎となる事項を記載した書類では小数点以下第5位まで表示されるが、小数点以下第3位を四捨五入して表記した。
- 2 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満を切り捨てた。

平成25年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成25年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 平成25年度決算に基づく資金不足比率
- 3 上記各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成26年7月14日から同年8月5日まで

第3 審査の方法

平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、法令に基づいて算定されているか、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているかなどを主眼に、審査に付された書類と算定根拠資料との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、法令に基づいて算定され、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

平成25年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	0.83	18.4	248.0

平成25年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

病院事業	下水道事業	水道事業	農業集落排水事業	中央卸売市場事業	動物公園事業
-	-	-	-	-	-

【参考】

健全化判断比率等の算定対象となる会計

一般会計等 (8会計)	一 般 会 計				実質赤字比率	連結 実質赤字比率	実質 公債費比率	将来 負担比率	
	一般会計等に属する特別会計 (7会計)	母子寡婦福祉資金貸付事業							
		霊 園 事 業							
		都市計画土地区画整理事業							
		市 街 地 再 開 発 事 業							
		公 共 用 地 取 得 事 業							
		学 校 給 食 セ ン タ ー 事 業							
公 債 管 理									
公営事業会計 (10会計)	一般会計等以外の特別会計の うち公営企業に係る特別会計 以外の特別会計 (4会計)		国 民 健 康 保 険 事 業						
			介 護 保 険 事 業						
			後 期 高 齢 者 医 療 事 業						
			競 輪 事 業						
	公営企業会計 (6会計)	法適用企業 (3会計)	病 院 事 業		※資金不足比率				
			下 水 道 事 業						
			水 道 事 業						
		法非適用企業 (3会計)	農 業 集 落 排 水 事 業						
			中 央 卸 売 市 場 事 業						
			動 物 公 園 事 業						
一部事務組合 (千葉県市町村総合事務組合)									
広 域 連 合 (千葉県後期高齢者医療広域連合)									
外 郭 団 体 (都市整備公社)									

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。

【総括】

1 健全化判断比率

平成25年度決算に基づく健全化判断比率は、表1のとおりである。

表1 平成25年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％、ポイント)

区 分	平成25年度	平成24年度	前年度増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	-	11.25	20.00
連結実質赤字比率	0.83	2.59	△ 1.76	16.25	30.00
実質公債費比率	18.4 (17.54)	19.5 (19.43)	△ 1.1 (△ 1.89)	25.0	35.0
将来負担比率	248.0	261.1	△ 13.1	400.0	

(注) 実質公債費比率の()内の数値は、単年度の数値である。

実質赤字比率は、前年度と同様に一般会計等の実質収支が黒字となったため、当該比率はない。

連結実質赤字比率は、0.83％で、前年度と比較すると1.76ポイント低下している。主な理由は、国民健康保険事業等の実質収支額が増加したことによるものである。

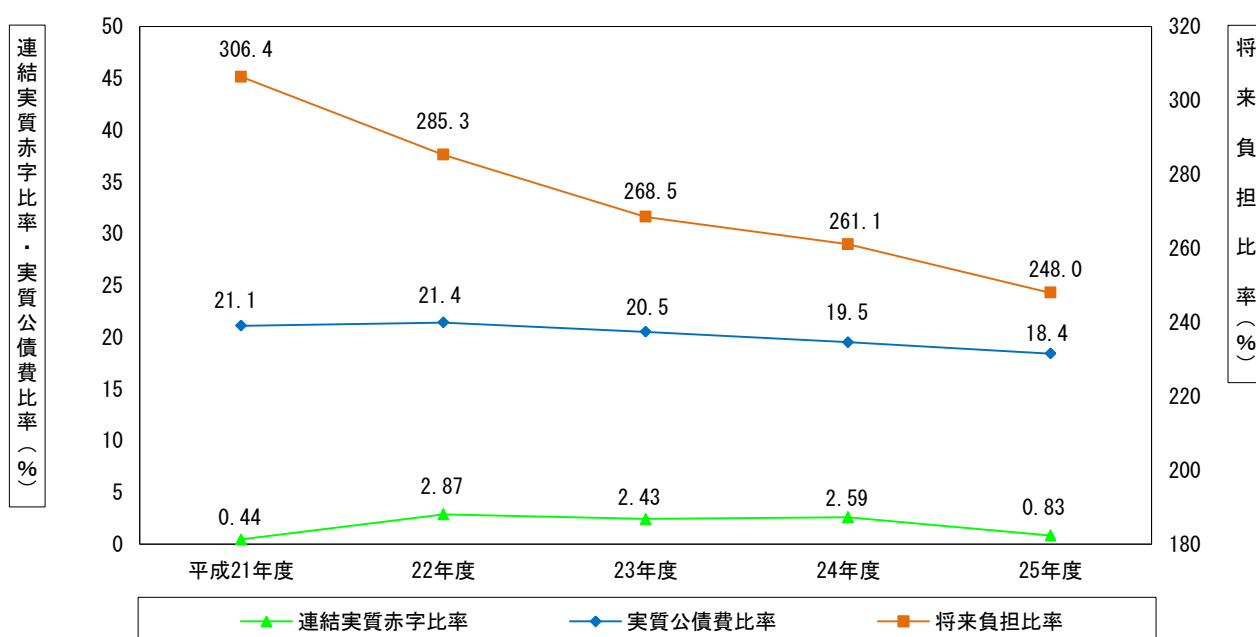
実質公債費比率は、18.4％で、前年度と比較すると1.1ポイント低下している。単年度の比率は、17.54％で、前年度と比較すると1.89ポイントの低下である。主な理由は、一般会計等の元利償還金が減少したことによるものである。

将来負担比率は、248.0％で、前年度と比較すると13.1ポイント低下している。主な理由は、市債管理基金への積立てが増加したことによるものである。

いずれの比率においても早期健全化基準を下回る結果となっている。

なお、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の推移は、図1のとおりである。

図1 連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の推移



＊用語説明＊

・早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準であり、比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画を定めることとなる。

・財政再生基準

国等の関与により計画的に財政の再生を図るべき基準であり、将来負担比率を除く比率のいずれかが基準以上である場合には、財政再生計画を定めることとなる。

2 資金不足比率

平成 25 年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率は、表 2 のとおりである。

表 2 平成 25 年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率

(単位：％)

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	経営健全化基準
病 院 事 業	-	-	20.0
下 水 道 事 業	-	-	
水 道 事 業	-	-	
農業集落排水事業	-	-	
中央卸売市場事業	-	-	
動 物 公 園 事 業	-	-	

各公営企業会計における資金不足比率は、前年度と同様に資金の不足額がないため、当該比率はない。

＊用語説明＊

・経営健全化基準

自主的かつ計画的に経営の健全化を図るべき基準であり、比率が基準以上である場合には、経営健全化計画を定めることとなる。

3 まとめ

(1) 健全化判断比率

ア 比率の状況

実質赤字比率は、一般会計等の実質収支が黒字となったため、当該比率はない。また、連結実質赤字比率は、0.83％、実質公債費比率は、18.4％、将来負担比率は、248.0％である。いずれの比率においても早期健全化基準を下回る結果となっている。

イ 意見

今年度の決算については、一般会計において実質収支が 27 億 2,442 万円で、前年度と比較すると 17 億 1,554 万円増加しているが、前年度に引き続き退職手当債を発行しているほか、市債管理基金等からの借入金残高の縮減が進んでいない。また、特別会計においては、国民健康保険事業の単年度収支が前年度に引き続き黒字となり、累積赤字が 100 億円を下回ったものの、依然として多額となっている。

次に、本市の財政の見通しについては、今後も市税収入が大きな伸びを見込めない中で、生活保護費をはじめとする扶助費が増加の一途をたどるなど、極めて厳しい状況となっている。

そこで本市では、平成 25 年 9 月に「公債費負担適正化計画」を更新し、平成 26 年 3 月に「第 2 期千葉市財政健全化プラン（平成 26～29 年度）」を策定するなど、財政健全化に向けた更なる取組みを推進しているところである。

このような中、実質公債費比率は、3 年連続低下しているものの、同計画によると、来年度から上昇に転じ、平成 29 年度には 20.9% とピークを迎える見込みとなっている。また、同比率の主要算定要素である公債費については、依然として高い水準で推移することが見込まれている。このため、同計画及びプランを確実に実施する必要があることから、市債の発行抑制及び残高の削減を図るとともに、市債管理基金等からの借入金の償還を着実に行うなど、公債費負担の適正化に積極的に取り組まれない。

また、将来負担比率の算定要素である債務負担行為については、平成 23 年度から都市整備公社に対する設定を行わないこととするなど将来負担の抑制を実施しているが、今後も長期的展望に立った財政健全化への取組みとして、活用する事業を厳選し、設定の抑制に努められない。

なお、国民健康保険事業については、連結実質赤字比率の発生要因となっているが、引き続き「国民健康保険事業財政健全化に向けたアクションプラン」に基づく取組みを推進し、単年度収支の更なる改善と累積赤字の削減に努められない。

(2) 資金不足比率

ア 比率の状況

資金不足比率は、いずれの公営企業会計においても資金の不足額がないため、当該比率はない。

イ 意見

病院事業、下水道事業及び水道事業の法適用企業においては、今後も施設整備・更新などに多額の資金需要が見込まれることから、財源の確保に留意しつつ、経営基盤の強化に一層努められない。

なお、病院事業については、資金剰余額が大幅に減少していることから、資金不足に陥ることのないよう適正な資金管理に留意されたい。

健全化判断比率等審査における意見は、以上のとおりであるが、今後の市政運営に当たっては、市民の理解と協力が得られるよう比率の状況や将来の見通し、改善方策などを具体的で分かりやすい説明となるよう工夫するとともに、持続可能な財政構造の構築に向け、将来を見据えた財政運営を一層進められることを要望する。

【比率別状況】

1 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標であり、一般会計等の実質赤字額がマイナスとなる場合は、当該比率はない。

ア 実質赤字比率の算定

実質赤字比率の算定式は、次のとおりで、一般会計等の実質収支額が黒字となり、実質赤字額がマイナスとなったことから、実質赤字比率はない。

$$\text{実質赤字比率} \quad [-] = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} [\triangle 2,724,420 \text{千円}]}{\text{標準財政規模} [205,817,868 \text{千円}]}$$

イ 実質赤字比率の前年度比較

実質赤字比率は、表3のとおり前年度と同様でない。

表3 実質赤字比率の前年度比較

(単位：％、ポイント)

区 分	平成25年度	平成24年度	前年度増減
実 質 赤 字 比 率	-	-	-

ウ 実質赤字比率の算定内訳

一般会計等の実質赤字額は、表4のとおりである。

表4 一般会計等の実質赤字額

(単位：千円)

区 分	歳入総額 a	歳出総額 b	形式収支額 c = a - b	翌年度に繰り 越すべき財源 d	平成25年度 実 質 収 支 額 e = c - d	平成24年度 実 質 収 支 額 f	増 減 額 e - f
一 般 会 計	364,032,995	360,951,807	3,081,188	356,768	2,724,420	1,008,878	1,715,542
母子寡婦福祉資金貸付事業	354,516	284,731	69,785	69,785	0	0	0
霊 園 事 業	774,732	774,732	0	0	0	16,102	△ 16,102
都市計画土地区画整理事業	435,688	434,328	1,360	1,360	0	0	0
市 街 地 再 開 発 事 業	4,970,173	4,970,173	0	0	0	0	0
公 共 用 地 取 得 事 業	742,206	742,206	0	0	0	0	0
学 校 給 食 セ ン タ ー 事 業	2,372,277	2,372,277	0	0	0	0	0
公 債 管 理	142,899,087	142,899,087	0	0	0	0	0
合 計	516,581,674	513,429,341	3,152,333	427,913	2,724,420	1,024,980	1,699,440

実 質 赤 字 額	△ 2,724,420	△ 1,024,980	△ 1,699,440
-----------	-------------	-------------	-------------

一般会計等の実質赤字額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額が 27 億 2,442 万円と黒字となったことから、マイナス 27 億 2,442 万円である。

実質収支額を前年度と比較すると 16 億 9,944 万円増加しているが、これは主に一般会計の実質収支額が増加したことによるものである。

標準財政規模は、表 5 のとおりである。

表 5 標準財政規模

(単位：千円)

区 分	平成 2 5 年度	平成 2 4 年度	増 減 額
市 税	157,146,814	155,277,646	1,869,168
県 からの 交付 金	16,116,958	16,027,042	89,916
地 方 譲 与 税	2,690,003	2,842,376	△ 152,373
地 方 特 例 交 付 金 等	1,327,659	629,619	698,040
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	323,315	326,389	△ 3,074
普 通 交 付 税	6,763,773	7,420,874	△ 657,101
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額	21,449,346	19,804,436	1,644,910
標 準 財 政 規 模	205,817,868	202,328,382	3,489,486

(注) 1 「市税」の内訳

市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・鉱産税・事業所税

2 「県からの交付金」の内訳

利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用
税交付金・自動車取得税交付金・軽油引取税交付金

3 「地方譲与税」の内訳

特別とん譲与税・地方揮発油譲与税・石油ガス譲与税・自動車重量譲与税

標準財政規模は、主な経常的一般財源である市税、県からの交付金、地方譲与税、地方特例交付金等、交通安全対策特別交付金、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えたもので、2,058 億 1,786 万円である。

標準財政規模を前年度と比較すると 34 億 8,948 万円増加しているが、これは主に市税及び臨時財政対策債発行可能額が増加したことによるものである。

＊用語説明＊

・標準財政規模

地方公共団体における標準的な経常的一般財源の規模を示すものであり、地方交付税の算定に用いた計数により算出する。

・臨時財政対策債発行可能額

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債の発行可能額。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全18会計を対象とした連結実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標である。

ア 連結実質赤字比率の算定

連結実質赤字比率（0.83％）の算定式は、次のとおりである。

連結実質赤字比率 [0.83%]	=	$\frac{\text{連 結 実 質 赤 字 額 [1,713,988千円]}{\text{標 準 財 政 規 模 [205,817,868千円]}}$
------------------	---	---

イ 連結実質赤字比率の前年度比較

連結実質赤字比率を前年度と比較すると、表6のとおり1.76ポイント低下している。

表6 連結実質赤字比率の前年度比較

(単位：％、ポイント)

区 分	平成25年度	平成24年度	前年度増減
連結実質赤字比率	0.83	2.59	△1.76

ウ 連結実質赤字比率の算定内訳

連結実質赤字額は、表7のとおりである。

表 7 連結実質赤字額

(単位：千円)

区 分			実質収支額又は資金剰余額		増 減 額	
			平成 2 5 年度	平成 2 4 年度		
一 般 会 計 等（8会計） a			2,724,420	1,024,980	1,699,440	
一般会計等以外の特別会計 のうち公営企業に係る 特別会計以外の特別会計 （4会計） b			国 民 健 康 保 険 事 業	△ 9,893,833	△ 11,626,194	1,732,361
			介 護 保 険 事 業	1,352,606	322,689	1,029,917
			後 期 高 齢 者 医 療 事 業	26,948	28,732	△ 1,784
			競 輪 事 業	340,963	68,376	272,587
			小 計	△ 8,173,316	△ 11,206,397	3,033,081
公営企業会計 （6会計） c	法 適 用 企 業 （3会計）	病 院 事 業	1,618,557	2,686,240	△ 1,067,683	
		下 水 道 事 業	1,205,879	1,128,515	77,364	
		水 道 事 業	910,472	1,124,645	△ 214,173	
	法非適用企業 （3会計）	農 業 集 落 排 水 事 業	0	0	0	
		中 央 卸 売 市 場 事 業	0	0	0	
		動 物 公 園 事 業	0	0	0	
	小 計		3,734,908	4,939,400	△ 1,204,492	
	合 計 a + b + c			△ 1,713,988	△ 5,242,017	3,528,029
連 結 実 質 赤 字 額			1,713,988	5,242,017	△ 3,528,029	

(注) 公営企業会計 (6 会計) については、資金剰余額を記載している。

連結実質赤字額は、一般会計等の実質収支額、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計の実質収支額及び公営企業会計の資金剰余額を加えたもので 17 億 1,398 万円である。

連結実質赤字額を前年度と比較すると 35 億 2,802 万円減少しているが、これは主に国民健康保険事業等の実質収支額が増加したことによるものである。

なお、連結実質赤字額は、国民健康保険事業特別会計で生じた累積赤字が多額となったことにより平成 21 年度以降発生しているが、平成 25 年度の国民健康保険事業特別会計の実質収支額は、マイナス 98 億 9,383 万円で、前年度と比較すると 17 億 3,236 万円増加している。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が、標準財政規模に占める割合を表す指標で、単年度の実質公債費比率3か年分を平均したものである。

ア 実質公債費比率の算定

実質公債費比率（18.4%）の算定式は、次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\left[\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} \right] - \left[\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

(単位：%)

実質公債費比率 (3か年平均)	(内 訳)		
	平成25年度	平成24年度	平成23年度
18.4	17.54	19.43	18.24

イ 実質公債費比率の前年度比較

実質公債費比率を前年度と比較すると、表8のとおり1.1ポイント低下している。

なお、単年度の実質公債費比率を前年度と比較すると、1.89ポイント低下している。

表8 実質公債費比率の前年度比較

(単位：%、ポイント)

区 分	平成25年度			平成24年度			前年度増減	
	3か年平均 a	(内訳) 単年度 b		3か年平均 c	(内訳) 単年度 d		3か年平均 a - c	単年度 b - d
実質公債費比率	18.4	平成23年度	18.24	19.5	平成22年度	21.10	△1.1	△2.86
		平成24年度	19.43		平成23年度	18.24		1.19
		平成25年度	17.54		平成24年度	19.43		△1.89

ウ 単年度の実質公債費比率の算定内訳

単年度の実質公債費比率の算定内訳は、表9のとおりである。

表9 単年度の実質公債費比率の算定内訳

(単位：千円)

区 分				平成 2 5 年度	平成 2 4 年度	増 減 額
分 子	地方債の元利償還金 a			28,895,868	30,277,005	△ 1,381,137
	準元利償還金 b	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額		29,321,041	30,061,892	△ 740,851
		企業債の償還に係る 公営企業会計繰出金	病 院 事 業	1,136,897	1,325,211	△ 188,314
			下 水 道 事 業	7,880,859	8,156,889	△ 276,030
			水 道 事 業	560,978	568,263	△ 7,285
			農 業 集 落 排 水 事 業	332,661	312,248	20,413
			中央卸売市場事業	176,093	198,207	△ 22,114
			動 物 公 園 事 業	55,231	55,053	178
		公 債 費 に 準 ず る 債 務 負 担 行 為	PFI事業によるもの	947,700	947,107	593
			五省協定によるもの	212,070	218,036	△ 5,966
			そ の 他	1,753,953	1,575,596	178,357
		一 時 借 入 金 利 子		20	2,204	△ 2,184
		小 計		42,377,503	43,420,706	△ 1,043,203
	特 定 財 源 c			11,297,723	11,175,467	122,256
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d			28,954,803	28,812,636	142,167
合計 (a + b) - (c + d)			31,020,845	33,709,608	△ 2,688,763	
分 母	標 準 財 政 規 模 e			205,817,868	202,328,382	3,489,486
	合計 e - d			176,863,065	173,515,746	3,347,319

分子は、地方債の元利償還金に準元利償還金を加えたものから、特定財源に元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を加えたものを差し引いた310億2,084万円である。

なお、地方債の元利償還金を前年度と比較すると13億8,113万円減少しているが、これは主に一般会計等の元利償還金が減少したことによるものである。

分母は、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を差し引いた1,768億6,306万円である。

＊用語説明＊

・地方債の元利償還金

一般会計等における地方債の元金と利子の償還に係る経費であり、繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る経費を除いたもの。

・準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるとみなされる経費で、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額（市債管理基金積立相当額及び積立不足考慮額）、企業債償還に充てたとみなされる公営企業会計繰出金、公債費に準ずる債務負担行為及び一時借入金利子。

・特定財源

都市計画事業の財源として発行した地方債の元金や利子の償還に充てた都市計画税及び公営住宅使用料等。

・元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金に係る経費として、地方交付税の算定に用いられた額。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に占める割合を表す指標である。

ア 将来負担比率の算定

将来負担比率（248.0%）の算定式は、次のとおりである。

将来負担比率 [248.0%]	=	<table border="1"> <tr> <td>a</td> <td rowspan="2">－</td> <td>b</td> <td rowspan="2">A</td> </tr> <tr> <td>将来負担額</td> <td>充当可能財源等</td> </tr> <tr> <td>1,106,861,341千円</td> <td></td> <td>668,086,336千円</td> <td>438,775,005千円</td> </tr> </table>	a	－	b	A	将来負担額	充当可能財源等	1,106,861,341千円		668,086,336千円	438,775,005千円	=	<table border="1"> <tr> <td>c</td> <td rowspan="2">－</td> <td>d</td> <td rowspan="2">B</td> </tr> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>205,817,868千円</td> <td></td> <td>28,954,803千円</td> <td>176,863,065千円</td> </tr> </table>	c	－	d	B	標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	205,817,868千円		28,954,803千円	176,863,065千円
		a	－		b		A																	
		将来負担額		充当可能財源等																				
		1,106,861,341千円		668,086,336千円	438,775,005千円																			
c	－	d	B																					
標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額																						
205,817,868千円		28,954,803千円	176,863,065千円																					

イ 将来負担比率の前年度比較

将来負担比率を前年度と比較すると、表10のとおり、13.1ポイント低下している。

表10 将来負担比率の前年度比較

(単位：%、ポイント)

区 分	平成25年度	平成24年度	前年度増減
将来負担比率	248.0	261.1	△ 13.1

ウ 将来負担比率の算定内訳

将来負担比率の算定内訳は、表11のとおりである。

表 1 1 将来負担比率の算定内訳

(単位：千円)

区 分				平成 2 5 年度	平成 2 4 年度	増 減 額
分 <						

分子は、将来負担額から、充当可能財源等を差し引いた 4,387 億 7,500 万円である。

なお、充当可能財源等を前年度と比較すると 126 億 6,708 万円増加しているが、これは主に市債管理基金への積立てが増加したことによるものである。

分母は、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を差し引いた 1,768 億 6,306 万円である。

＊用語説明＊

・退職手当負担見込額

職員の全員が当年度末において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額。

・基準財政需要額算入見込額

地方債の現在高及び公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額等に対して、その償還等に要する経費として普通交付税の算定の際に基準財政需要額に算入されることが将来見込まれる額。

2 資金不足比率の状況

(1) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計6会計ごとの資金の不足額が、各会計の事業規模に占める割合を表す指標である。

ア 資金不足比率の算定

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} \quad [\quad - \quad] = \frac{\text{※ 資金の不足額}}{\text{事業の規模(営業収益)}}$$

※ 資金の不足額

- ・法適用企業 [(流動負債－控除未払金等) － (流動資産－控除財源)]
- ・法非適用企業 [歳出総額－ (歳入総額－翌年度に繰り越すべき財源)]

(ア) 法適用企業における資金不足比率

法適用企業における資金不足比率は、表12のとおりである。

表12 法適用企業における資金不足比率

(単位：千円)

区 分	流動負債	控除未払金等	流動資産	控除財源	資金の不足額 A=(a-b)-(c-d)	事業の規模 (営業収益) B	資金不足比率 A/B
	a	b	c	d			
病 院 事 業	2,880,575	0	4,499,132	0	△ 1,618,557	13,980,122	-
下 水 道 事 業	5,224,284	128,500	6,301,663	0	△ 1,205,879	21,500,767	-
水 道 事 業	2,596,111	0	3,506,583	0	△ 910,472	1,046,242	-

(注) 資金の不足額欄のマイナス表記は、資金剰余の状況であることを示している。

法適用企業における資金の不足額は、企業ごとに、流動負債から控除未払金等を控除した額から、流動資産から控除財源を控除した額を差し引いたものであり、いずれの企業においても資金剰余の状況で、資金の不足額がないことから、当該比率はない。

(イ) 法非適用企業における資金不足比率

法非適用企業における資金不足比率は、表13のとおりである。

表 1 3 法非適用企業における資金不足比率

(単位：千円)

区 分	歳出総額	歳入総額	翌年度に繰り越すべき財源	資金の不足額 $A' = a' - (b' - c')$	事業の規模 (営業収益) B'	資金不足比率 A' / B'
	a'	b'	c'			
農業集落排水事業	492,872	492,872	0	0	59,070	-
中央卸売市場事業	1,009,059	1,009,059	0	0	468,016	-
動物公園事業	1,035,866	1,035,866	0	0	323,881	-

法非適用企業における資金の不足額は、歳入総額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額を歳出総額から差し引いたものであり、いずれの企業においても収支均衡の状況で、資金の不足額がないことから、当該比率はない。

イ 資金剰余額の前年度比較

資金剰余額を前年度と比較すると、表 1 4 のとおりである。

表 1 4 資金剰余額の前年度比較

(単位：千円)

区 分		平成 2 5 年度	平成 2 4 年度	増 減 額
法適用	病院事業	1,618,557	2,686,240	△ 1,067,683
	下水道事業	1,205,879	1,128,515	77,364
	水道事業	910,472	1,124,645	△ 214,173
法非適用	農業集落排水事業	0	0	0
	中央卸売市場事業	0	0	0
	動物公園事業	0	0	0

法適用企業における資金剰余額を前年度と比較すると、下水道事業で 7,736 万円増加しているものの、病院事業で 10 億 6,768 万円、水道事業で 2 億 1,417 万円それぞれ減少している。

法非適用企業における資金剰余額は、前年度と同様に収支均衡の状況であるため、増減はない。

用語説明

・法適用企業会計

地方公営企業法第 2 条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計。

・法非適用企業会計

地方財政法第 6 条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外の特別会計。

・控除未払金等

決算において貸借対照表に計上されている一時借入金又は未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払いに充てるために翌年度に地方債を起こすこととしている額。

・控除財源

決算年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、決算年度に収入された部分に相当する額。